

令和4年度 ふれあい地域懇談会 次第 ー 鎌倉・東地域 ー

日時：令和4年(2022年)7月26日(火)

午前10時～正午

場所：鎌倉市役所 本庁舎 全員協議会室

1 開会

2 第一部：市長からの報告(約20分)

共生社会の取組み、
本庁舎整備について など

3 第二部：地域の懸案事項に関する報告(約10分)

- ① ゴミ焼却施設を市内に建設する
- ② 観光行政(マナー等)について

4 第三部：本年度の議題に関する懇談(約80分)

- ① 浄明寺五丁目広場の井戸について
- ② 市道等のセットバック敷地の管理(維持)は誰か
- ③ 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について
- ④ 住宅地におけるコインパーキングについて

5 閉会

令和4年度 ふれあい地域懇談会

第1部 市長からの報告

鎌倉市長 松尾 崇

Kamakura City 鎌倉市

○屋外・屋内でのマスク着用について

	距離が確保できる	距離が確保できない
会話をする	マスク必要なし 目安2m以上	マスク着用推奨
会話をほとんど行わない	マスク必要なし 公園での散歩やランニング、サイクリングなど	マスク必要なし 徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面



通勤ラッシュ時や人混みの中ではマスクを着用しましょう

	距離が確保できる	距離が確保できない
会話をする	マスク着用推奨 目安2m以上 十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可	マスク着用推奨
会話をほとんど行わない	マスク必要なし 目安2m以上 靴店を履き足で行く図書館での読書、野外鑑賞	マスク着用推奨

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。
体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。

夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。

共生社会の実現に向けて

取組① 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例 制定

背景) 多くの人にとっての「ふつう」や「当たり前」を前提とした社会に、「生きにくさ」や「居心地の悪さ」を感じる人がいる。

鎌倉市共生社会の実現を目指す条例

すべての人が、お互いを尊重し合い、
支え合い、多様性を認め、
自らが望む形で社会との関わりを持ち、
生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会の実現をめざす条例

平成31年4月施行

2

共生社会の実現に向けて

取組② くらしと福祉の相談窓口の開設

背景) 1.どこに相談へ行けばいいのかわからない。
2.自分のことをうまく伝えられないかも。
3.福祉の相談と生活の相談はわけにくい。



窓口開設後
相談件数
約3倍！！

3

共生社会の実現に向けて

取組からみえた新たな問題

- ・ 複数の課や機関と連携して対応する必要のある複合的な課題
- ・ 世帯の困りごとに丸ごと対応する包括的な支援体制の必要性
→8050問題、ダブルケア・ヤングケアラー等

4

共生社会の実現に向けて

問題解決のため、「包括的支援体制」を推進

- ・ 分野を問わない相談対応
- ・ 多機関・多分野によるチームでの対応

高齢者のよろず相談を中心に対応してきた身近な地域の**地域包括支援センター**、生活困窮者に対応してきた**インクル相談室鎌倉**などで、分野を問わず**ご本人以外の家族の困りごと**もお伺いします

お話を受け止めた上で、適した場所に今まで以上におつなぎできるよう、バックアップ体制を整えています

5

共生社会の実現に向けて

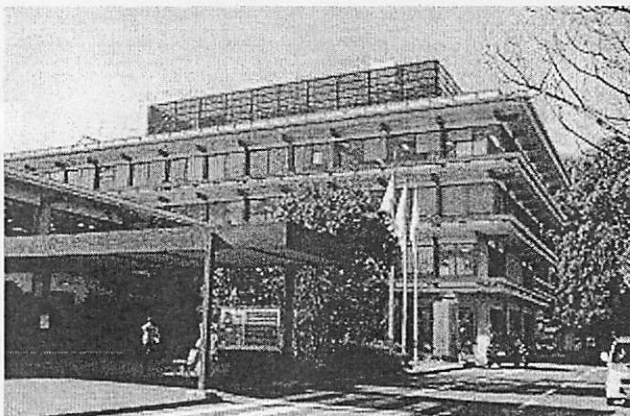
今後の取組

- ・（仮称）鎌倉市ケアラー支援条例の制定
- ・さまざまな分野の担い手が連携して地域活動を展開する場づくり（地域共生プラットフォームの構築等）



6

本庁舎の抱える課題



築53年 本庁舎
建物・設備の老朽化、バリアフリー等の課題
さらに**災害時の業務継続**

熊本地震の被災庁舎



移転整備

新庁舎整備と本市の抱える課題解決 + 価値創造

新庁舎



大船消防署
複合化

深沢出張所
複合化

深沢行政センター
複合化



新駅

価値創造

市庁舎現在地

中央図書館
老朽化

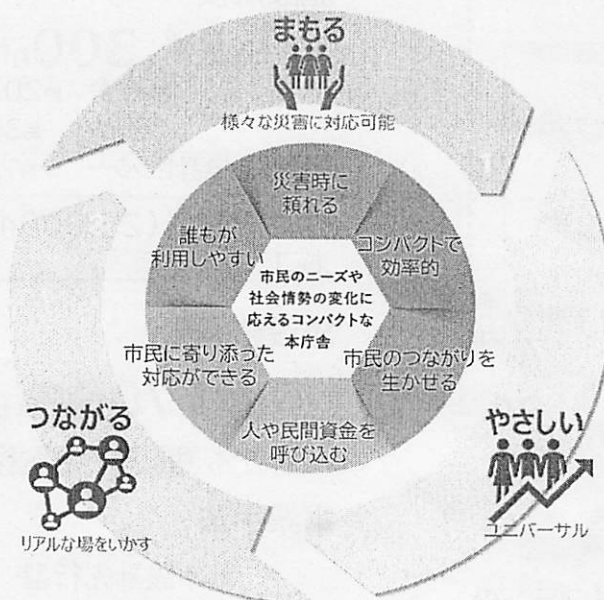
鎌倉学習センター
借地料

相談 + 窓


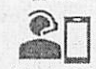


+ α

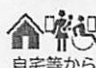

新庁舎等整備基本計画(素案)



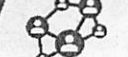
基本理念 (ビジョン) と基本計画の3つのポイント



- 1 まもる** ~災害に強くなります~

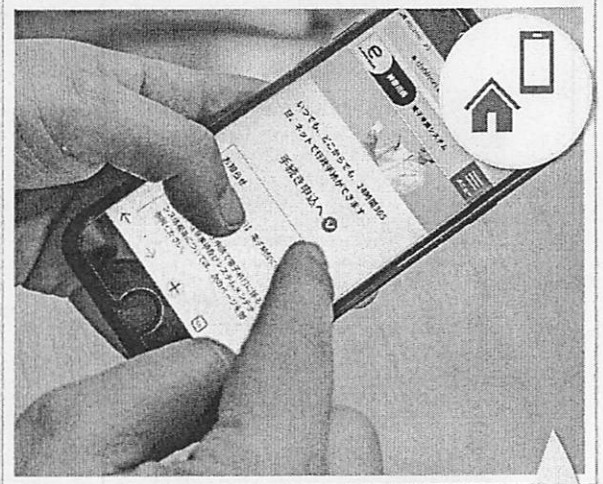
<p>耐震性能を備える</p>  <p>大地震発生時も災害対応拠点として機能!</p>	<p>オンラインでの業務体制を備える</p>  <p>様々な災害発生時も業務継続可能!</p>	<p>受援力を備える</p>  <p>自衛隊、支援物資などの大規模な受入れ可能!</p>	<p>エネルギー・給水を備える</p>  <p>ライフライン途絶でも概ね3日間自走可能!</p>
--	--	---	---
- 2 やさしい** ~サービスの提供方法が変わります~

<p>全ての手続・相談が原則オンライン可能</p>  <p>自宅等からスマホで簡単!</p>	<p>対面型の窓口も設置</p>  <p>オンラインが苦手な人も安心!</p>	<p>ワンストップサービスの導入</p>  <p>一か所で全て完結!</p>	<p>予約制も導入</p>  <p>待ち時間短縮!</p>
---	--	---	--
- 3 つながる** ~市民活動スペースが充実します~

<p>深沢図書館・学習センターの複合化!</p> 	<p>カフェ等のほかフリースペースを導入!</p> 	<p>まちづくり情報などを発信!</p> 	<p>市民活動・市民交流スペースを大幅拡充!</p> 
--	---	--	--

新庁舎等の整備について

新しい市役所が目指すサービス



対面で寄り添う
ワンストップ
丁寧な相談
一人ひとりのニーズに対応

さらに手軽に
スマートフォンで簡単
忙しくても便利
夜でも休日でも可能



出典(左画像):(株)オカムラHP

新庁舎等整備基本計画(素案)

1～3階の構成：モデルプラン等

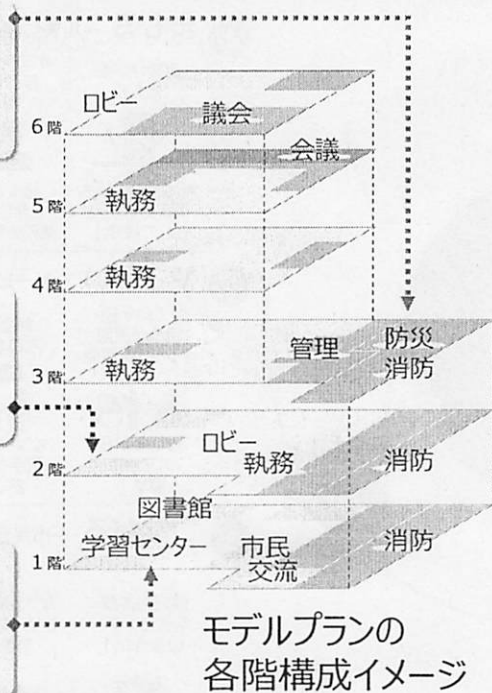
災害に強くなります **3階**



サービスの提供方法が変わります **2階**



市民活動スペースが充実します **1階**



モデルプランの各階構成イメージ

施設規模

約24,300㎡

新庁舎	約20,000㎡
消防	約3,000㎡
図書館・学習センター	約1,300㎡

✓基本構想時(25,000㎡)よりもコンパクトに

施設整備費

約170億円(税込)

※工事、外構、調査・設計、備品、移転費用

事業手法

基本設計先行型
官民連携手法

(維持管理を含む設計施工一括発注等)

市庁舎現在地利活用基本構想(素案)

基本理念 (ビジョン)



市庁舎現在地利活用基本構想(素案)

市庁舎現在地の利活用のイメージ



※ 画像は全て参考例(他自治体事例)です。

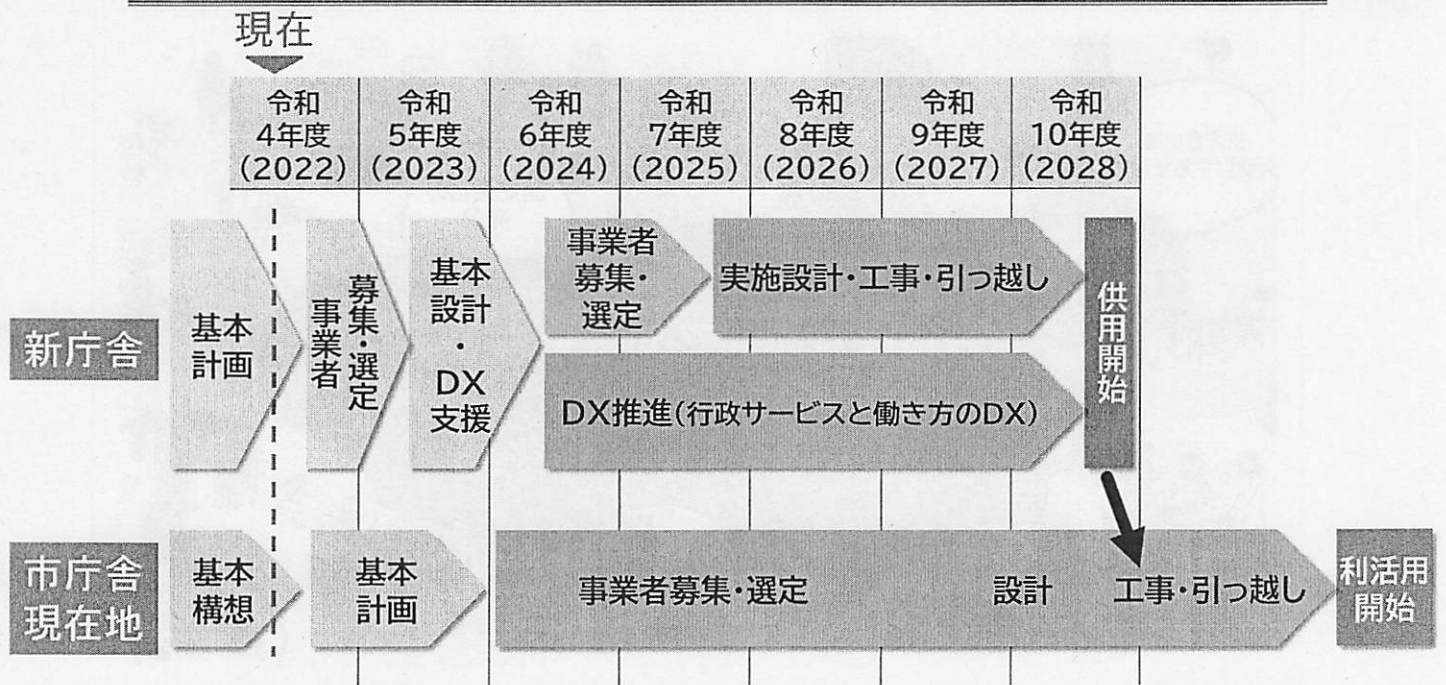
出典 (左上):おひさまテラス“おひさまテラスとは”千葉県旭市の多世代交流施設「おひさまテラス」旭市多世代交流施設おひさまテラス。 <https://ohisama-terrace.jp/about/> (参照2022-06-18)

(左下・右下):豊島区“公園案内 | 南池袋公園”豊島区。2022-05-16。 <https://www.city.toshima.lg.jp/340/shisetsu/koen/026.html> (参照2022-06-16)

(右上):大宮図書館“フロアマップ | 大宮図書館”大宮図書館。 <https://www.omiya-library.jp/floor/> (参照2022-06-18)

新庁舎等の整備と市庁舎所在地の利活用

今後の進め方

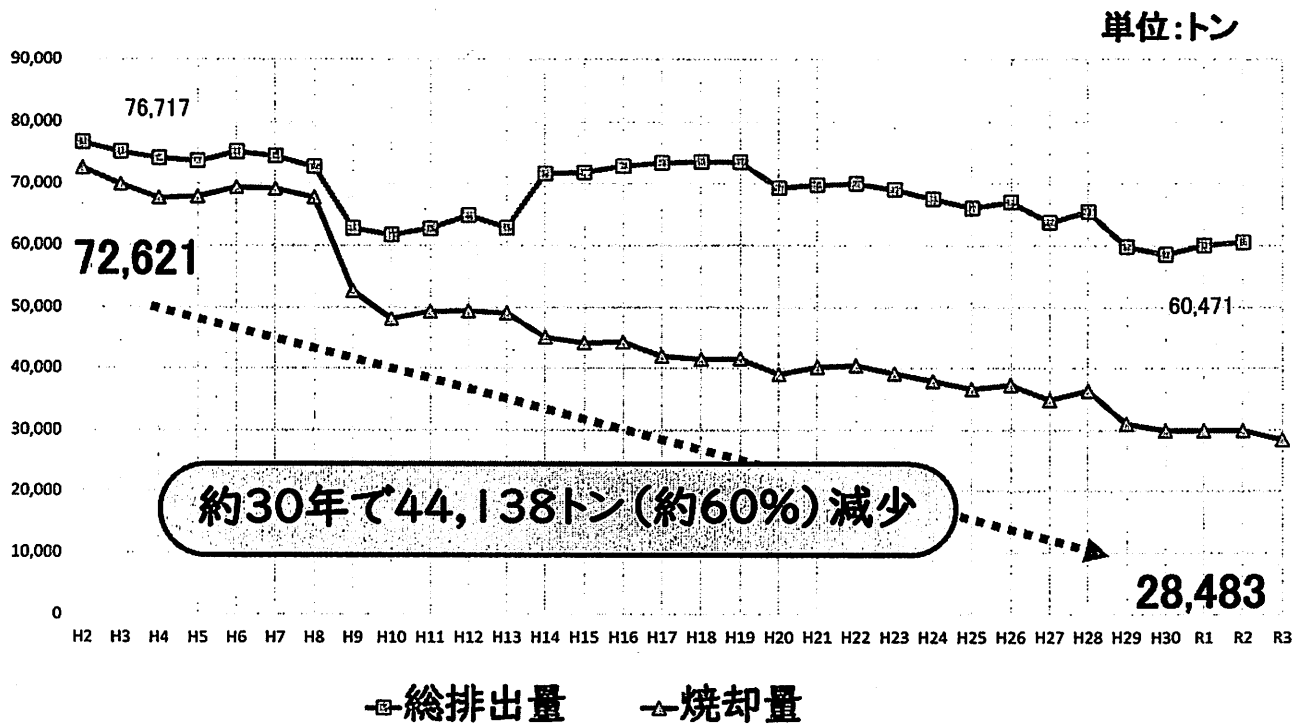


廃棄物政策の基本理念

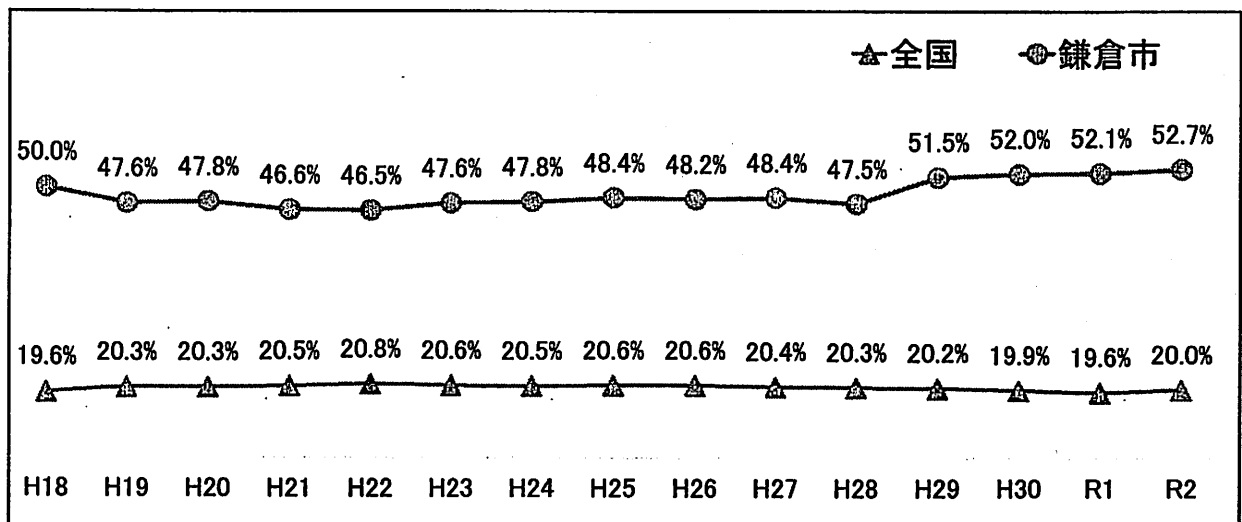
「ゼロ・ウェイストかまくら」

市民、事業者、市が連携・協働して3Rを推進し、廃棄物の焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざします

廃棄物の発生量と焼却量



リサイクル率の推移

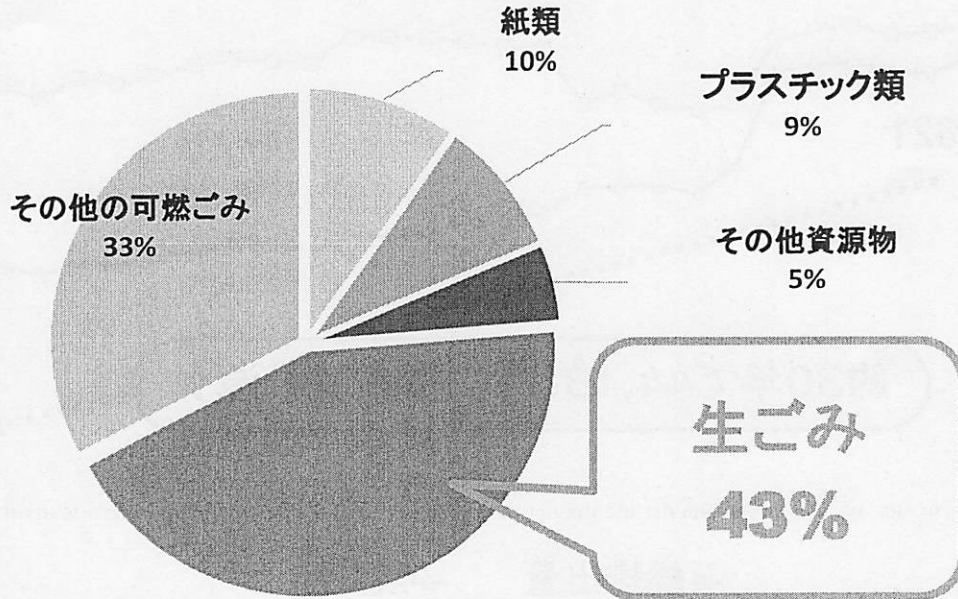


鎌倉市のリサイクル率
 (人口10万人以上50万人未満の市)

全国2位 東京都小金井市 (46.0%)	H26年度～H28年度	全国3位
全国3位 岡山県倉敷市 (44.3%)	H29年度	全国2位
	H30年度～令和2年度	全国1位

家庭から出る燃やすごみの中身

令和3年度家庭系ごみ質組成調査(湿重量ベース)



18

今後のごみ処理方針

令和3年(2021年)6月 第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画改定

- 新焼却施設を建設せず、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざして、ごみの減量・資源化を実施。
- 家庭系燃やすごみの約半分を占める生ごみや紙おむつの資源化、事業系ごみの資源化により令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)までの10年間で、年間3万トンある燃やすごみを1万トンまで削減をめざす。

※令和11年度(2029年度)想定

燃やすごみ合計		削減量合計		焼却量合計	
燃やすごみ合計	28,708t	削減量合計	18,853t	焼却量合計	9,855t
家庭系ごみ	18,643t	家庭系ごみ計	8,788t	家庭系ごみ	9,855t
事業系ごみ	10,065t	・生ごみ	6,371t	事業系ごみ	0t
		・紙おむつ	1,485t		
		・分別徹底	932t		
		事業系ごみ	10,065t		
		・生ごみ	2,253t		
		・紙おむつ	762t		
		・分別徹底	393t		
		・混合ごみ	6,657t		

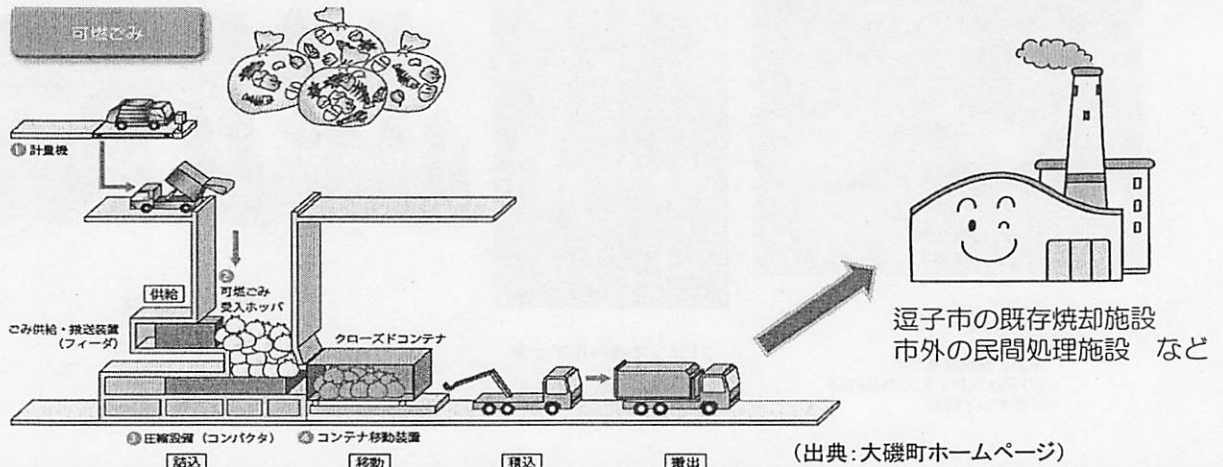
19

方針を実現するための施策～燃やすごみ1万トン達成に向けて～

- 新たな資源化(事業系ごみ・家庭系生ごみ・使用済み紙おむつ)の実施
- 中継施設を整備し、広域連携によるごみ処理体制を構築

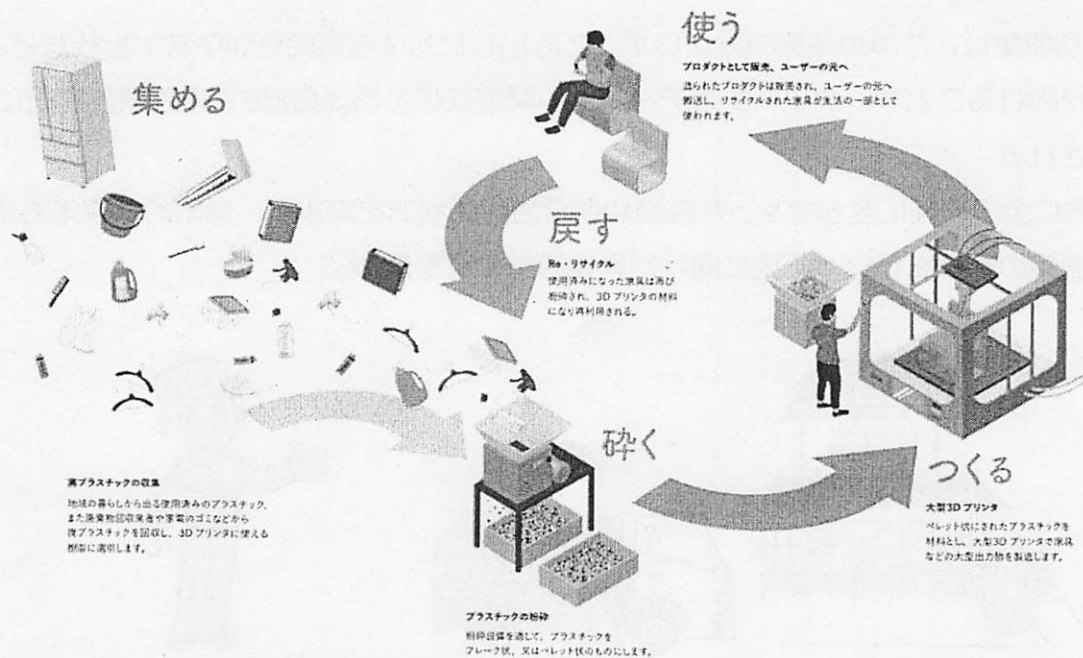
【中継施設の整備】

- ▣ 燃やすごみを逗子市焼却施設や民間処理施設に効率良く運搬
- ▣ 名越クリーンセンター稼働停止後の跡地に整備予定



産官学民が連携した取組

「ごみを、資源に。資源を、まちの資産に。」を目指して

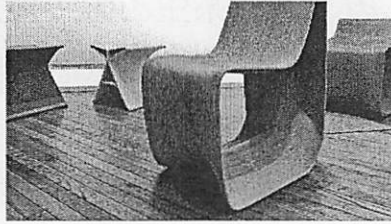


今ではこんなものをつくることができます



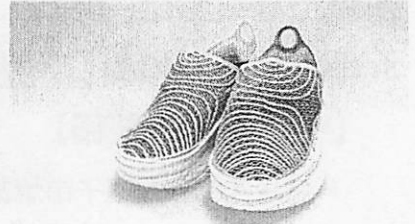
遊具・兼・ベンチ

企画：慶應義塾大学
3Dプリント：エス.ラボ(株)
デザイン：積彩



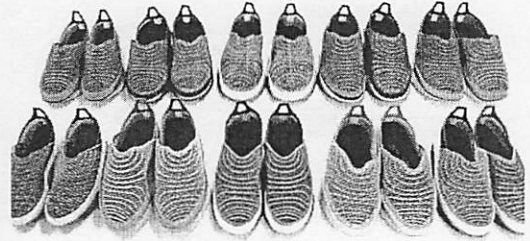
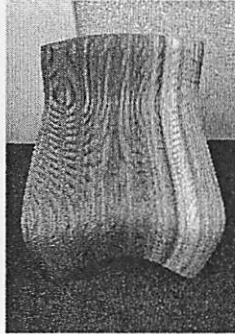
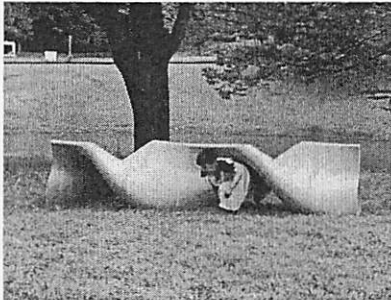
バランスボールチェア

企画：慶應義塾大学
株式会社オカムラ



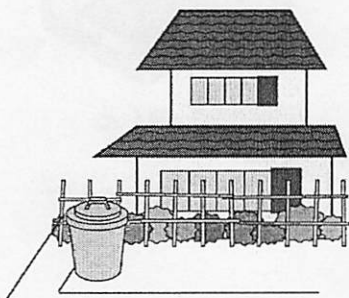
防災用シューズ

企画：慶應義塾大学
株式会社ORPHE



戸別収集の実施検討について

- 戸別収集は、ごみの減量のみならず、ごみ出しに対する高齢者や子育て世代などの負担軽減が図れることや、クリーンステーション管理に係る市民負担の軽減に寄与することが期待される
- 過去に全市実施に至らなかった経過や他自治体の状況を踏まえ、効率的な収集方法や経費の抑制策の整理を行い、実施に向けた具体的な検討を進める



ご清聴ありがとうございました

令和4年度ふれあい地域懇談会（第2部） 回答票

番 号	04 鎌倉東 2-1
テ ー マ	ゴミ焼却施設を市内に建設する
概 要	進捗状況及び今後の予定について
担当部課	環境部 環境施設課

議題に対する回答等

本市では、限られた資源やエネルギーの有効利用による環境負荷の少ない循環型社会の形成のため、焼却量や最終処分場量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざしています。

燃やすごみについては、徹底した減量・資源化（家庭系生ごみ・事業系可燃ごみ・使用済み紙おむつ）を進めた上で、第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画及び鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づき、逗子市の既存焼却施設を中心に処理することとしています。

進捗状況及び今後の予定は、次のとおりです。

①家庭系生ごみの資源化（資源化施設の建設）

令和11年度の生ごみ資源化施設稼働を目指し、施設候補地周辺の自治町内会で構成する協議会において、施設建設に向けた協議の継続を依頼しています。また、生ごみ資源化の検証に係る御意見を受け、民間施設を活用した実証実験についても検討を行っています。

②事業系可燃ごみの資源化

事業系可燃ごみを混合ごみのまま資源化処理を行うことができる乾式メタン発酵施設での実証実験（令和3年度（2021年度）：約1,800t）を実施しました。令和4年度（2022年度）には、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行い、令和4年（2022年）6月から資源化処理を実施しています。

③使用済み紙おむつの資源化

市内の施設整備及び民間委託による資源化の判断にあたっては、引き続き、国や民間事業者の動向を注視していきます。また、事業系紙おむつは、排出事業者が限られているため、施設整備によらない設備機器による資源化処理について、民間事業者と連携して検討を進めていきます。

④ごみ処理体制の構築

令和7年度（2025年度）以降、逗子市既存焼却施設を中心に処理を行うため、逗子市と共同処理に向けた協議を進めるとともに、民間事業者4者とのバックアップ体制を構築しています。

また、名越クリーンセンターは、稼働停止後に解体し、本市で排出された可燃ごみを集約し、大型車両に積み替えて処理施設に運搬するための中継施設を整備する予定です。施設建設候補地周辺の自治町内会で構成する協議会の了承を得て、令和4年度(2022年度)から中継施設整備に向け、施設概要や方式、施設に求められる機能・要件等の整理を進めています。

中継施設は、令和9年度(2027年度)の稼働を目指しており、整備工事期間中(令和7年度(2025年度)～令和8年度(2026年度))は、市内で排出される可燃ごみを今泉クリーンセンターに集約する計画としていることから、今泉クリーンセンター周辺の自治町内会で構成する協議会と協議を行っているところです。

引き続き、安定的かつ適正なごみ処理を推進するため、取り組んでまいります。

添付資料	
------	--

令和4年度ふれあい地域懇談会（第2部） 回答票

番 号	04 鎌倉東 2-2
テ ー マ	観光行政（マナー等）について
概 要	進捗状況及び今後の予定について
担当部課	市民防災部 観光課 環境部 環境保全課 まちづくり計画部 都市計画課

議題に対する回答等

① 観光案内表示板の設置について

観光案内表示板については、見易く交通の妨げにならないような設置場所の検討を行い、令和3年12月27日に当該交差点の角に設置してある東京電力の電柱に看板を設置いたしました。

② 観光客のマナー改善の強化

鎌倉市では、「鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例」を定め、歩行しながら飲食を行う行為を禁止するのではなく、マナーに対する意識向上を呼びかけることで市内における良好な環境の保全及び快適な環境を保持することに努めています。

今後も引き続き、観光協会や商工会議所など関係する団体等と連携して、国内外から多くの観光客が訪れる鎌倉において、歩行しながらの飲食による迷惑行為が行われぬよう努めてまいります。

自動販売機の設置場所への回収容器（ペットボトル等のゴミ箱）の設置については、鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例に基づき容器入り飲料の販売事業者に対して設置及び適正な管理を義務付けていることから、設置場所の確保が難しい場合などを除き、設置が進んでいました。ところが、令和3年度の設置状況調査において、設置率は88%であり、前回の平成30年度の設置率97%から約10%減少している状況であったため、未設置箇所の事業者等にヒアリングしたところ、新型コロナウイルス感染症の感染防止や不法投棄防止のために撤去したとの事例が多くありました。

今後、未設置箇所の事業者等に対して適宜回収容器の設置を指導するとともに、回収容器の設置者に対して適正な管理を指導してまいります。また、引き続き、駅周辺での職員の巡回や鎌倉市まち美化推進委員の清掃活動等を通じて、ごみの散乱やポイ捨て防止の周知及び啓発を進めていきます。

③ 金沢街道筋替橋跡の信号を無視する自転車が多数（小町三丁目7カ町小路自治会）

信号機の設置・改良は、その地区を管轄している警察署が、交通環境の観点から必要性を判断し、神奈川県警察本部への上申などを経て決定されることから、本要望については所轄である鎌倉警察署に引き続き伝えてまいります。

また、本市としても、自転車の危険な利用に対しては、神奈川県交通安全事業計画の年間運動の一つである「自転車マナーアップ運動」に合わせた広報がまくら令和4年（2022年）5月1日号への掲載や、啓発ポスターの配架およびホームページやSNS等を活用し、自転車利用者へのルールやマナーの周知啓発に努めています。

引き続き所轄警察署と連携し、信号無視等の取り締まりの強化を要望していくとともに、自転車の交通安全対策に取り組んでまいります。

添付資料	
------	--

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉東 3-1
テ ー マ	浄明寺五丁目広場の井戸について
内容詳細	<p>浄明寺五丁目広場は、平成31年（2019年度）に完成し、地域の防災拠点として先日も、7自治・町内会合同の「防災の集い」を行い60名以上の参加が有りました。</p> <p>井戸は、以前から設置されており、防災時の必要な施設として使用出来るよう要望をしていますがフェンスで囲まれた中にあり、一部フェンスを切り回していただけないかと当初からお願いしていますが、実現していません。</p> <p>地域住民からも強い要望があり、今回議題といたしました。</p>
担当部課	都市景観部みどり公園課

議題に対する回答等	
<p>浄明寺五丁目広場内にある既存の井戸は、予めから災害時の活用について要望があったため、将来的な活用を見据えて井戸を存置しており、フェンスについては、市が土地を取得した時点で既に器具が破損しており使用不可能な状態であったため、広場整備の際に事故防止等の理由から設置しています。</p> <p>町内会で器具の設置に動いていることと伺っておりますので、市としてはフェンスの切り回し、又は扉の設置について検討してまいります。</p>	
添付資料	

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉東 3-2
テーマ	市道等のセットバック敷地の管理（維持）は誰か
内容詳細	この敷地は、道路敷として認められているのですか。また、現況での維持管理は誰がするのでしょうか。プランターを並べてあったり、砂利や碎石を敷均してあったり、ロープや杭で柵をしてあったり等をよく見掛けます。この様な個所での、通行人の転倒は、誰に連絡をしたらよいのでしょうか。この様な箇所には、連絡先などの立看板を設置したらどうか。
担当部課	都市整備部道水路調査課、都市景観部建築指導課

議題に対する回答等

セットバック敷地は、「狭あい道路拡幅整備事業」の制度により、市が所有権を取得した場合は市が維持管理をすることになります。また、所有権がそのままであれば、その敷地の維持管理は引き続き所有者が行うことになります。

もし、このようなところで転倒等の事故があった場合は、所有者とのお話合いになりますので、市が所有している場合は、道水路管理課にご連絡をいただくことになります。

対象地が市の所有かどうかご不明な場合は、道水路調査課窓口でご確認をお願いいたします。

また、ご提案いただきました立看板につきましては、市内全域で対象が多いことや道路幅員が狭小なため、通行に支障が生じる等、道路の安全管理上、課題が多いと考えています。

道路は、車の通行や歩行など一般の交通の用に供するものであることはもちろんですが、建築基準法では、建築物の日照、採光、通風の確保など、良好な生活環境を形成するために、幅員4m以上のものを道路と定義しています。

しかし、建築基準法が施行された昭和25年当時、幅員4m未満の道沿いにも建築物が建ち並んでおり、これらの多くがいわゆる2項道路と言われているものです。2項道路は、その中心線から水平距離2mの線を道路境界線とみなし、法によって建築物の建築や擁壁の築造が制限され、建築物に附属する門や塀も同様に扱われます。

なお、プランターを並べること、植木を植えること、花壇の設置、車やバイクを停めるなどの行為は、広がりのある街路空間を確保し良好な生活環境を形成するという法の趣旨からも望ましくないと考えております。

添付資料

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉東 3-3
テーマ	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について
内容詳細	<p>いわゆるプラスチック新法では、使い捨てスプーンやフォークなど、ワンウェイプラスチックについて排出を抑制するよう定めている。</p> <p>市では、この法律の施行にあわせて、ごみの回収で変更した点があれば教えて欲しい。容器包装プラと製品プラの区別が難しいとの声もあるので、改めて違いを説明していただきたい。</p>
担当部課	環境部ごみ減量対策課

議題に対する回答等

プラスチック新法は、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進することを目的として制定され、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化することとしています。

本市では、「容器包装プラスチック」以外のプラスチック使用製品廃棄物については、平成27年（2015年）1月から「製品プラスチック」として収集し、既に資源化処理していることから回収方法等に変更はございません。

排出方法の区分につきましては、「資源物とごみの分け方・出し方」の冊子のほか、市ホームページやLINEの「鎌倉ごみ調べ」などで紹介しているところですが、御要望に応じて自治・町内会の会合などで職員が説明することや、回覧等の資料を準備することも可能ですので担当部課まで御連絡ください。

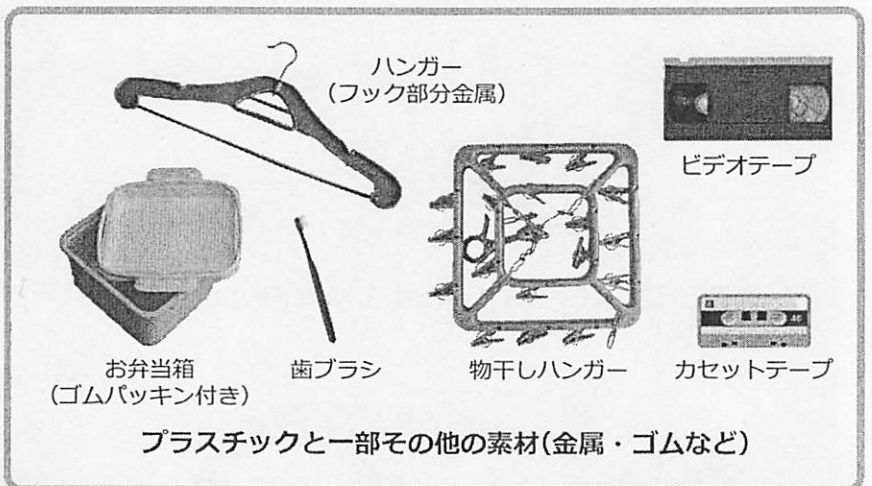
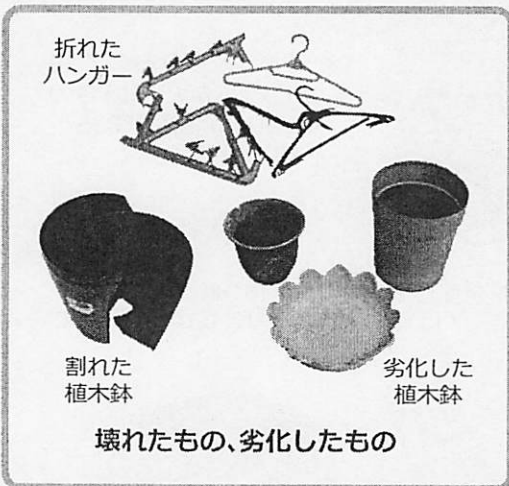
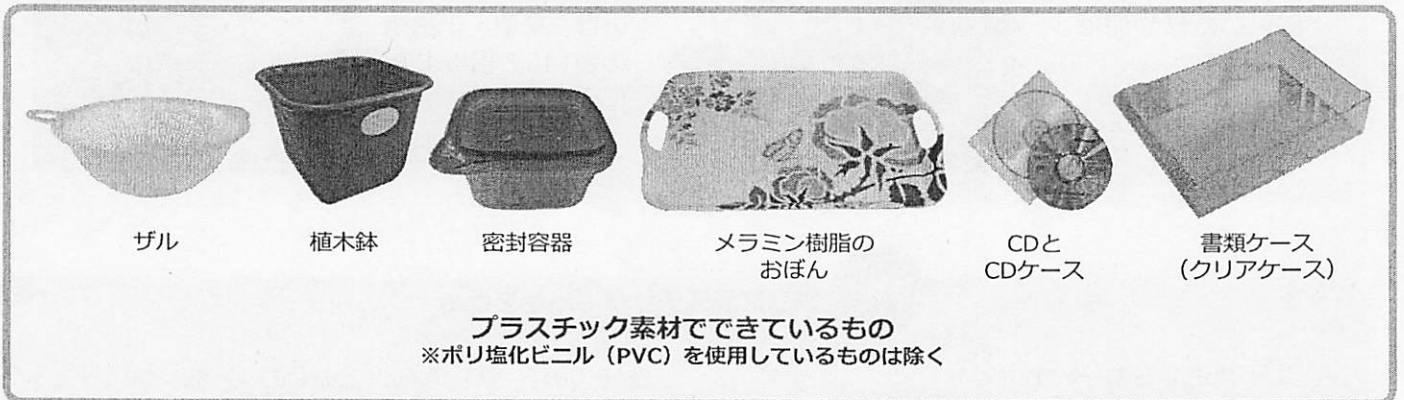
添付資料

資源物とごみの分け方・出し方（抜粋）

製品プラスチック

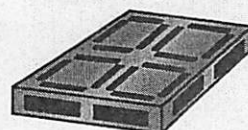
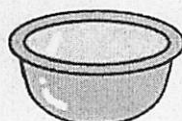
製品プラスチックとは？

「容器包装プラスチック」以外のプラスチックでできている製品が対象です。
他の素材が付いていても出せます。



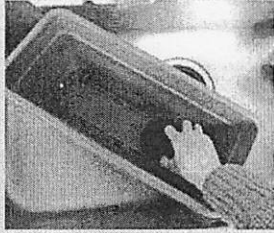
何に資源化されるの？

収集した製品プラスチックは、洗面器、フォークリフトの台になるパレットなどの日用品になります。

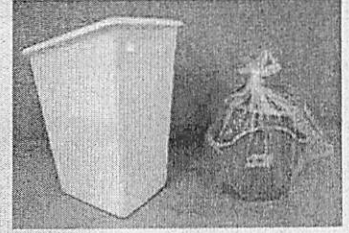


出し方は？

①汚れなどを落とす。
植木鉢やプランター
に付いた砂や泥は、
洗い流す。

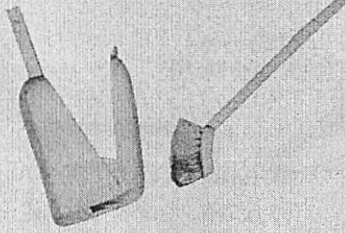


②大きいものは、その
まま出す。小さいも
のは、透明・半透明
の袋(45ℓ相当まで)
に入れて出す。



注意! 製品プラスチックに出せません!

①不衛生なもの → 燃やすごみ
(例) 使用済トイレブラシとケース

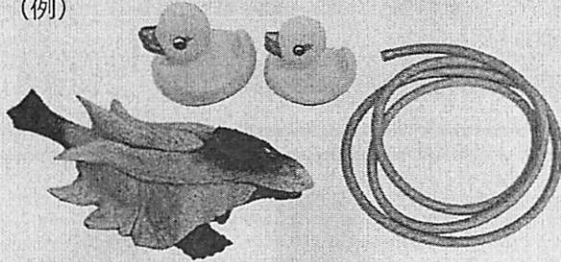


②一辺の長さが 50 cm 以上のもの → 粗大ごみ



※50 cm 以上のもので粗
大ごみにならないもの
は、50 音順索引(P35～
P55)参照。

③塩化ビニル(PVC)を使ったもの → 燃やすごみ
(ソフトビニル人形も含む)
(例)



④電気・電池を使うもの → 本体部分は燃えないごみ、
電池は外して危険・有害ごみ



⑤プラマーク表示のあるもの → 容器包装プラスチック ⑥ペットボトル → ペットボトル



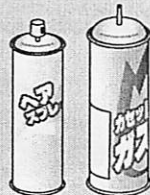
プラマークと一緒に記
載されている場合は、
「容器包装プラスチッ
ク」に出してください。



⑦爆発などの危険性があるもの



→ 燃やすごみ
(P9～P10 参照)



→ 危険・有害ごみ
(P24 参照)

容器包装プラスチック

容器包装プラスチックとは？

容器包装リサイクル法に基づく分別品目で商品が入っていた容器・包装のことで、その商品を使用(消費)したり、取り出したりした際に不要になるものが対象です。



マークがついているものが対象です。



レジ袋・ポリ袋・フィルム類



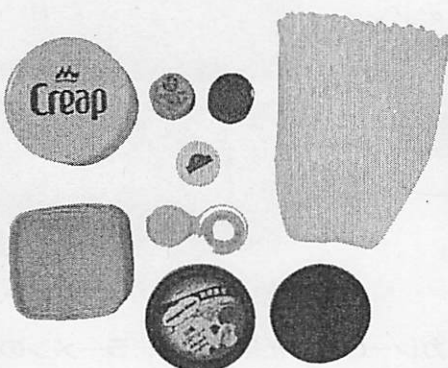
カップ・パック類



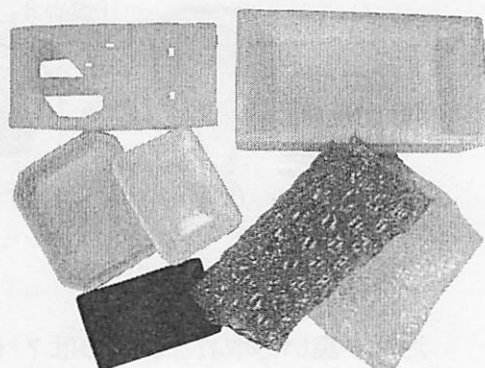
ボトル・ケース類
(ペットボトルマークがついていないもの)



チューブ類



その他
(果物などが入っているネット、ボトルやチューブなどのキャップ類)

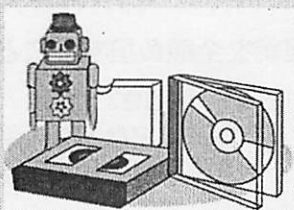


発泡スチロール、食品トレイなど

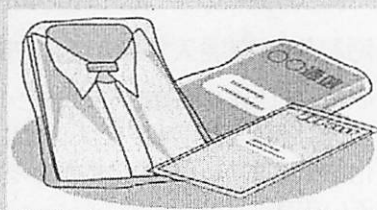
注意! 次のものは容器包装プラスチックではありません。



- ペットボトルマークのあるもの
⇒ ペットボトル
ふた、ラベルは容器包装プラスチック



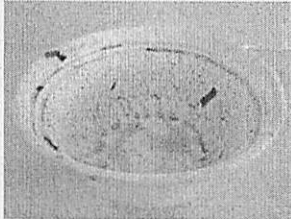
- 複合素材のプラスチック
おもちゃ (電池不使用)、
歯ブラシ、CD、ビデオテープなど
⇒ 製品プラスチック



- 商品ではないものの容器や包装
クリーニングの袋、ダイレクト
メールの封筒など
⇒ 燃やすごみ

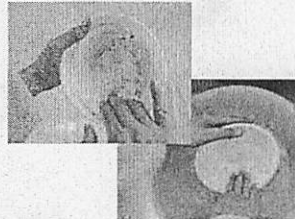
出し方は？

①中身を空にする。



値段表示シールなど、はがれないものは、無理に取る必要はありません。

②ふき取る または 洗う。



食べ物などの汚れはふき取るか、溜め水などですすいで汚れを取る。

③透明・半透明の袋(45ℓ相当まで)に入れる。



二重袋は禁止

収集後、袋を破き選別を行います。作業に支障があるため、ごみ袋は二重にしないでください。



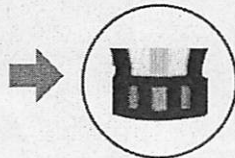
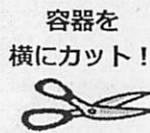
汚れは実際にどの程度落とせばいいの？

マヨネーズ、ケチャップなど、チューブ類は？

▶固形物が残らない程度に汚れを落としてください。

①容器の口の部分を切り離す。

②口の部分の汚れが取れない場合は、「燃やすごみ」へ



逆さに立てておくと、中身が自然に落ちて使い切りやすくなります。

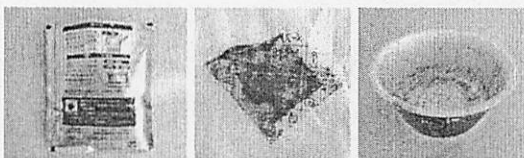
少量の水を入れて振る方法でもきれいになります。

シャンプー、洗剤、油の容器は？

洗わないで出せます。
※中身は使い切ること。



汚れや臭いの取れないものは？(カレーの入った袋や容器、ラーメンのスープ、たれなどの小袋など)



カレーのレトルトパックや容器、漬物の入っていたものなど、汚れや臭いが取れにくいものは「燃やすごみ」に出してください。



水も資源です。洗剤や多量の水を使ってきれいに洗い上げる必要はありません。

汚れや異物混入が多いと、市が処理経費を全額負担することもある...

収集された容器包装プラスチックは選別・圧縮・梱包された後、(公財)日本容器包装リサイクル協会によりアンモニアなどに資源化されており、資源化にかかる費用のほとんどは事業者が負担しています。

日本容器包装リサイクル協会では毎年品質検査を行っており、検査で汚れが残っていたり異物(ライターなど)が多かったりすると受取りを拒否されることがあります。その場合は処理経費の全額を市が負担することになります。



圧縮・梱包された容器包装プラスチックを無作為に取り出し、品質検査が行われます。



紙類、ライター、木片など異物混入がありました。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉東3-4
テーマ	住宅地におけるコインパーキングについて
内容詳細	住居専用地域の一車線ぎりぎりの道路沿いにコインパーキングが2か所も出来、車がバックで出てきて人や車との接触事故、深夜の騒音等迷惑をした。現在は2か所ともなくなったが、今後コインパーキングの許可を場所によっては厳しくする等ご検討をお願いしたい。
担当部課	まちづくり計画部土地利用政策課

議題に対する回答等	
<p>鎌倉市内でコインパーキング（24時間営業、不特定多数の利用が出来る部分があること、出庫時に利用した時間の料金を支払う仕組みのもの）を設置しようとする際には、「鎌倉市まちづくり条例」の中規模開発事業による事前周知の手続及び「鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例」の手続が必要であり、条例に規定されているコインパーキングの設置に係る協議や所轄警察署との事前協議を義務付けています。</p> <p>手続では、自動車の出入口における安全性の確保や計画の段階で皆様に土地利用計画が分かる標識を設置して周知し、住民への説明の機会を設け、ご懸念の点などを事業者を確認等出来るものとしております。</p> <p>今後、新たにコインパーキング計画がある場合には、条例の手続に基づく説明の機会を活用していただき、懸念される点等について確認していただきたいと思っております。</p> <p>市では、住民の皆様からの御意見等に事業者が対応しているかを確認し、不十分と認める場合は事業者へ改善を求めてまいります。</p>	
添付資料	